

長野県知的産業技術研究会会則

(名 称)

第1条 本会は長野県知的産業技術研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、産業技術に関する知識と技術の普及、向上をはかり、産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業技術ならびにその周辺技術の啓蒙・普及
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) 会員相互の技術交流
- (4) 産業技術の開発、研究発表ならびに成果物の管理
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会の構成)

第4条 本会の会員は、法人会員、個人会員、特別会員、名誉会員で構成する。

会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経た法人または個人とする。また、本会の活動に関心の深い団体あるいは学識経験者を役員会の承認を得て、特別会員または顧問とすることができる。さらに、本会に多大な功績のあった個人には、役員会の承認を得て名誉会員とすることができる。

個人会員の資格については、役員会で定める。

(役員および運営)

- 第5条
1. 本会は会長1名、副会長1名、幹事若干名（うち1名は会計幹事）および会計監事2名を置く。
 2. 会長、副会長、幹事および会計監事は総会において、会員より選出する。
 3. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
 4. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
 5. 幹事は会長を補佐し、会務を処理する。
 6. 会計幹事はこの会の会計を処理する。
 7. 会計監事はこの会の会計を監査する。
 8. 役員員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
 9. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、長野県工業技術総合センター環境・情報技術部門（松本市野溝西 1-7-7）に置く。事務局に事務局長及び事務局員を置き事務を行う。

(総 会)

第7条 総会は毎年年度始めに開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(決 議)

第8条 総会は会長が招集し、出席会員の過半数の同意を得て、会の運営上必要な事項を決定する。

(会 費)

- 第9条
1. 法人会員は会費として、1事業所につき年額3万円を納入する。
 2. 個人会員は会費として年額1万円を納入する。
 3. 必要あるときは臨時会費を徴集することができる。
 4. 特別会員、名誉会員および顧問は会費を免除する。

(会 計)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条 会長は総会において会務および会計を報告する。

(会則の変更)

第12条 この会則は、総会において出席会員の2/3以上の同意を得て変更することができる。

(その他)

第13条 本会則に定めるもののほか必要事項は、役員会の議を経て別に定めるものとする。

- 付 則
1. この会則は平成7年12月18日から適用する。
 2. 平成14年5月20日 改正
 3. 平成17年6月8日 改正
 4. 平成18年5月23日 改正
 5. 平成19年6月27日 改正
 6. 平成20年6月18日 改正
 7. 平成21年6月24日 改正
 8. 平成22年6月23日 改正